

三木町告示 第 181 号

町道の区域の変更と供用の開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を下記のとおり変更し、併せて同条第 2 項の規定に基づき、新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 9 月 4 日

三木町長 伊 藤 良 春

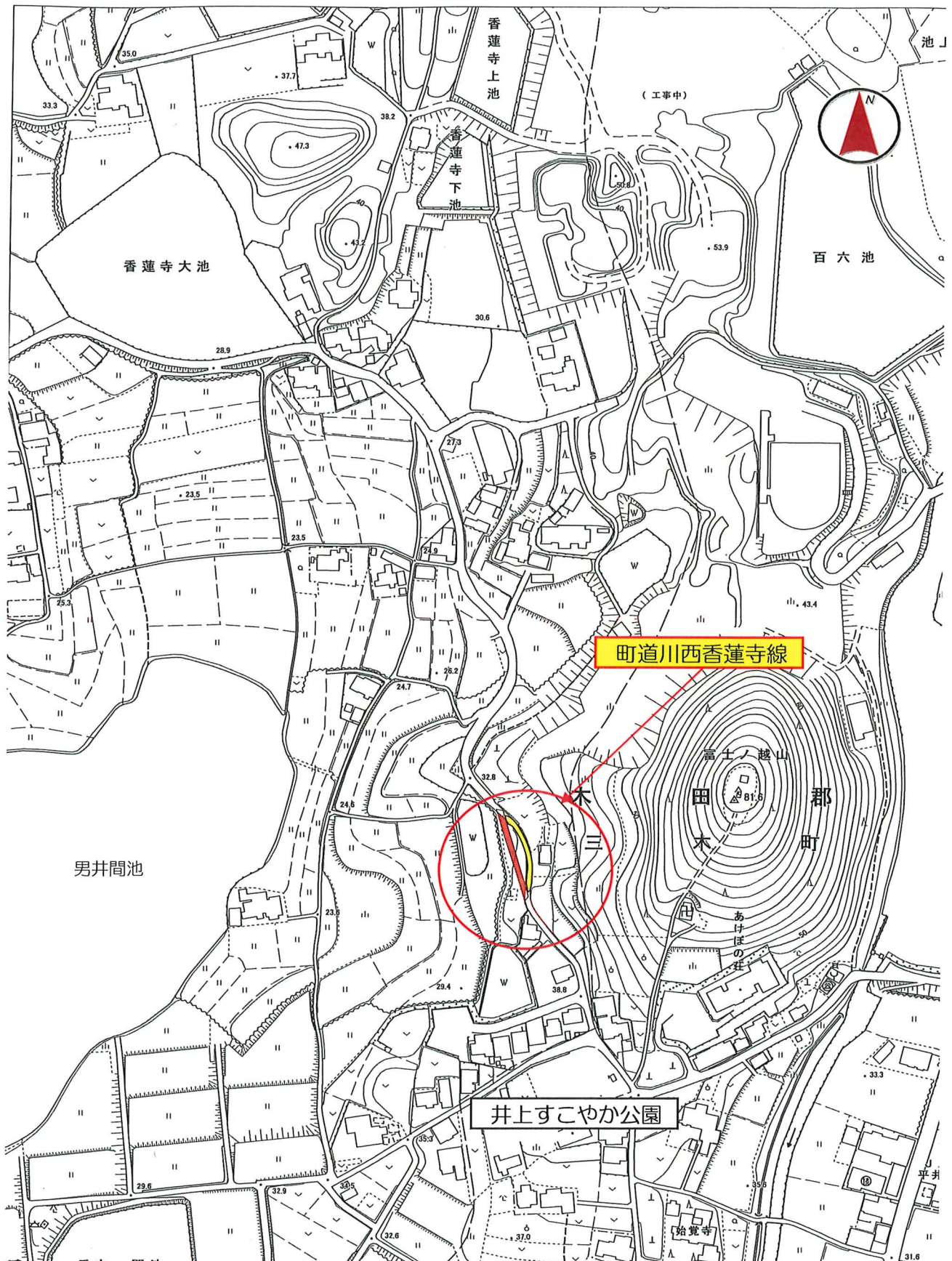
記

- 1 道路の種類 町 道
- 2 路 線 名 川西香蓮寺線（1002）
- 3 道路の区域

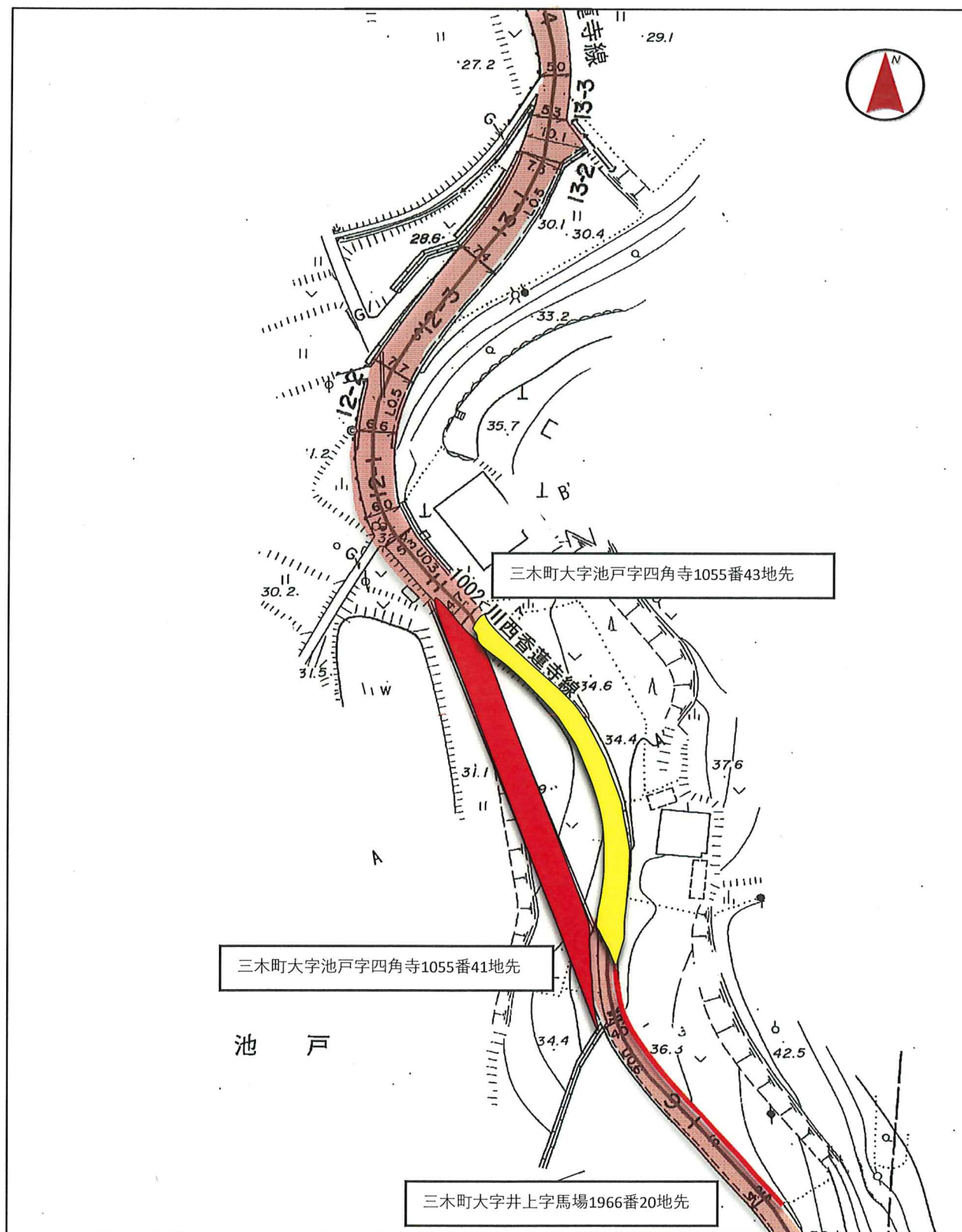
区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)	備 考
三木町大字井上字馬場 1966 番 20 地先から 三木町大字池戸字四角寺 1055 番 43 地先まで	前	2.7～4.2	117.7	
	後	4.7～5.6	112.0	

- 4 供用の開始の期日 令和 7 年 9 月 4 日

位置図（供用の開始の告示）



位置図(区域変更の告示)



凡 例

新しく道路区域となる部分



道路区域が廃止される部分

